

平成21年8月14日

各位

不動産投資信託証券発行者名 東京グロースリート投資法人 代表者名 執行役員 芝辻 直基 東京都千代田区一番町23番地3

(コード番号:8963)

### 資産運用会社名

グロースリート・アドバイザーズ株式会社 代表者名 代表取締役社長 芝辻 直基 問合せ先 企画総務部長 瀧澤 英司 (TEL 03-3238-5341)

# 規約の変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成21年8月14日、規約変更および役員選任に関し、下記の通り決定しましたので、 お知らせいたします。

なお、下記事項は平成21年9月25日に開催される本投資法人の投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

### 1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による投資証券の電子化に対応するため、必要な字句等の修正を行うものであります。
- (2) 本投資法人の資産運用の基本方針に基づき、今後必要又は有用と認められる資産への投資を可能とするため、資産運用の対象となる資産の種類を拡大するものであります。
- (3) 「租税特別措置法」に関し、同法上の「適格機関投資家」の定義、支払配当の損金算 入要件及び投資法人の合併時等の取扱いに関する法改正に対応するため、必要な規定の 整備を行うものであります。
- (4) 経済及び運用環境の著しい変化を踏まえ、資産運用基盤を安定化するため、資産運用 会社との資産運用報酬の額及び支払に関する基準を見直し、これを変更するものであります。なお、係る資産運用報酬等の変更を踏まえ、本投資法人と資産運用会社であるグロースリート・アドバイザーズ株式会社が平成14年1月14日に締結した資産運用委託 契約を一部変更することについては、本投資主総会の第2号議案として別途上程いたします。
- (5) 上記の他、条文の新設、削除に伴い条数の整備等を行うとともに、必要な規定の加除、 表現の変更及び明確化、並びにその他字句の修正を行うものであります。

(規約変更の詳細については、添付資料「投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

## 2. 役員選任について

執行役員及び監督役員より、平成21年9月25日に開催される本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、本投資主総会におきまして、執行役員1名及び監督役員2名の選任について議案を提出いたします。



また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任について議案を提出いたします。

(役員選任の詳細については、添付資料「投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 投資主総会等の日程

平成21年8月14日 投資主総会提出議案承認役員会

平成21年9月10日 投資主総会招集通知の発送(予定)

平成21年9月25日 投資主総会開催(予定)

以上

<添付資料> 投資主総会招集ご通知

\* 本資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス: http://www.tgr-inv.co.jp/

### 投資主各位

# 東京都千代田区一番町23番地3 東京グロースリート投資法人 執行役員 芝 辻 直 基

# 投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。 なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し

上げます。 当日ご出席されず、かつ議決権行使書用紙が平成21年9月24日(木曜日)午後5 時までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項 及び第3項並びに以下の本投資法人規約第24条により、本投資主総会の議案につき 賛成されたものとみなされます。

# (本投資法人規約抜粋)

第24条(みなし賛成)

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これ らのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)

について賛成するものとみなします。 2.前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬具

記

- 平成21年9月25日(金曜日)午前10時 1. 日 時
- 2. 場 所 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号 東京国際フォーラム(7階 G701会議室)
- 3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」(3頁から10頁)に記載のとおりであります。

第2号議案

資産運用委託契約の一部変更の承認の件 議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」(11頁から13 頁)に記載のとおりであります。

執行役員1名選任の件 第3号議案

補欠執行役員1名選任の件 第4号議案

第5号議案 監督役員2名選任の件

以上

## (お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出く ださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の 事項を本投資法人のホームページ(http://www.tgr-inv.co.jp/) に掲載いたし ますのでご了承ください。

本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるグロースリート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

### 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

- 1.議案の要領及び変更の理由
  - (1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による投資証券の電子化に対応するため、必要な字句等の修正を行うものであります。
  - (2) 本投資法人の資産運用の基本方針に基づき、今後必要又は有用と認められる 資産への投資を可能とするため、資産運用の対象となる資産の種類を拡大するものであります。
  - (3)「租税特別措置法」に関し、同法上の「適格機関投資家」の定義、支払配当の損金算入要件及び投資法人の合併時等の取扱いに関する法改正に対応するため、必要な規定の整備を行うものであります。
  - (4) 経済及び運用環境の著しい変化を踏まえ、資産運用基盤を安定化するため、 資産運用会社との資産運用報酬の額及び支払に関する基準を見直し、これを 変更するものであります。なお、係る資産運用報酬等の変更を踏まえ、本投 資法人と資産運用会社であるグロースリート・アドバイザーズ株式会社が平 成14年1月14日に締結した資産運用委託契約を一部変更することについては、 本投資主総会の第2号議案として別途上程いたします。
  - (5) 上記の他、条文の新設、削除に伴い条数の整備等を行うとともに、必要な規定の加除、表現の変更及び明確化、並びにその他字句の修正を行うものであります。

### 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第5条(投資主の請求による投資口の払戻	第5条(投資主の請求による投資口の払戻
し)   本投資法人は、投資主(実質投資主を含みま	│し) │本投資法人は、投資主の請求による投資口の
す。以下同じ。) の請求による投資口の払戻	払戻しを行わないものとします(クローズ
│ しを行わないものとします ( クローズド・エ │ ンド型 )。	ド・エンド型)。
第2章 投資口	第2章 投資口
第7条(投資口の取扱規則) 本投資法人の投資証券の種類、投資主名簿へ の記載又は記録及び投資証券の再発行 の手続き並びにその手数料については法令又 は本規約のほか、役員会で定める投資口取扱 規則によります。	第7条(投資口の取扱規則) 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録及びその他投資口に関する取扱いの手続き並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会で定める投資口取扱規則によります。

現行規約	変 更 案			
第 3 章 資産運用の対象及び方針	第3章 資産運用の対象及び方針			
	第10条(投資態度)			
(記載省略)	(現行どおり)			
(以下2.から6.につき記載省略)	(城市このサケー) (以下2.から6.につき現行どおり)			
,	,			
(新設)	7. 本投資法人が取得する不動産等(不動産 (投資法人の計算に関する規則(平成18			
	年内閣府令第47号。その後の改正を含み			
	ます。) 第37条第3項第2号イ、口及び			
	ホに掲げる資産をいいます。以下、本項			
	において同じ。)、不動産の賃借権、同号			
	へに掲げる資産、地上権及び地役権並び			
	にこれらの資産を信託する信託の受益権			
	をいいます。)の価額の合計額を本投資			
	法人の有する資産の総額で除した比率が			
	100分の70以上であることをその資産運			
第44名/次立宝田の社会〉	用の方針とします。			
第11条(資産運用の対象) 主たる投資対象とする特定資産	第11条(資産運用の対象)			
土 <u>たる投資対象とする</u> 付足負性	本投資法人は、第9条に定める基本方針に従 い、主として、以下に掲げる特定資産に投資			
	します。			
(以下(1)から(9)につき記載省略)	(以下(1)から(9)につき現行どおり)			
2. (記載省略)	2. (現行どおり)			
3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定め	3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定め			
る特定資産のほか、不動産等への投資に	る特定資産のほか、不動産等への投資に			
あたり必要がある場合には、次の各号に	あたり必要がある場合には、次の各号に			
掲げる資産に投資することがあります。	掲げる資産に投資することがあります。			
(以下(1)及び(2)につき記載省略)	(以下(1)及び(2)につき現行どおり)			
(新設)	(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号。その後の改正			
	(平成10年法律第117号。その後の改正 を含みます。) に基づく算定割当量そ			
	の他これに類似するもの、又は排出権			
	(温室効果ガスに関する排出権を含み			
	ます。)			
<u>(3)</u> (記載省略)	 <u>(4)</u> (現行どおり)			
<u>(4)</u> (記載省略)	<u>(5)</u> (現行どおり)			
<u>(5)</u> (記載省略)	<u>(6)</u> (現行どおり)			
(6) 本項第1号乃至第4号に掲げるものに	(削除)			
対する投資として運用することを目的				
<u>とする金銭の信託の受益権</u>				

現 行 規 約	变 更 案
(7) 資産流動化法第2条第6項に定める特	(7) 資産 <u>の</u> 流動化 <u>に関する</u> 法 <u>律</u> 第2条第6
定出資	項に定める特定出資
(新設)	<u>(8) 上記第1号乃至第7号のほか、不動産</u>
	等の投資に付随して取得が必要なもの
	として、本投資法人の投資口を表示す
	<u>る投資証券を上場する金融商品取引所</u>
	<u>等が認めるもの</u>
(新設)	(9) 本項第1号乃至第8号に掲げるものに (9) 本項第1号の正第1号に掲げるものに
	対する投資として運用することを目的
	とする金銭の信託の受益権
(新設)	(10) 会社法(平成17年法律第86号)に定
. 4540	める合同会社の社員たる地位
(新設)	(11) 一般社団法人及び一般財団法人に関
	する法律(平成18年法律第48号)に
	定める一般社団法人の基金拠出者の
\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	地位(基金返還請求権を含みます。)
(新設)	4. 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。
	その後の改正を含みます。) 第2条第2
	項に定める有価証券表示権利について当
	<u>該権利を表示する有価証券が発行されて</u>
	いない場合においては、当該権利を当該
	有価証券とみなして、第1項乃至第3項
第12条(投資制限)	<u>を適用するものとします。</u> 第12条(投資制限)
第12末(投資的限)   前条第2項第1号及び第2号に定める有価証	新12赤(投真前限)   前条第2項第1号及び第2号に定める有価証
	前赤第2頃第1号及び第2号に足める有価証
特のうち前宗第2頃に掲げるもの及び金銭員   権は、積極的に投資を行うものではなく、安	で定めるものをいいます。以下同じ。) のう
全性及び換金性を勘案した運用を図るものと	たんちものをいいより。以下回り。)   ち前条第2項に掲げるもの及び金銭債権は、
上に及び突並にを翻来した遅出を囚るものと	- 背極的に投資を行うものではなく、安全性及
	び換金性を勘案した運用を図るものとしま
	す。
2. (記載省略)	~。   2. (現行どおり)
第14条(借入金及び投資法人債の発行等)	第14条(借入金及び投資法人債の発行等)
(記載省略)	(現行どおり)
2. (記載省略)	2. (現行どおり)
3. 借入れを行う場合、借入先は金融商品取	3 . 借入れを行う場合、借入先は金融商品取
引法(昭和23年法律第25号。その後の改	引法に定める適格機関投資家(租税特別
正を含みます。) に定める適格機関投資	措置法(昭和32年法律第26号。その後の
家に限るものとします。	改正を含みます。) 第67条の15に規定す
	る機関投資家に限ります。) に限るもの
	とします。
4. (記載省略)	4. (現行どおり)

見 行規 約

第15条(資産評価の方法、基準及び基準日) 本投資法人の資産評価の方法は、下記のとお り運用資産の種類毎に定めます。

(以下(1)から(3)につき記載省略)

(4) 有価証券

証券取引所に上場されている有価証券

<u>証券</u>取引所が開設する取引所<u>有価証券</u>市場又は外国<u>有価証券</u>市場における最終市場価格に基づき算出した価格により評価します。

(記載省略)

(以下(5)及び(6)につき記載省略)

(7) 金融先物取引に係る権利及び金融デリ バティブ取引に係る権利

証券取引所に上場されている金融先物取引及び金融デリバティブ取引により生じる債権及び債務

(記載省略)

<u>証券</u>取引所の相場がない非上場金融先物取引及び金融デリバティブ取引のより生じる債権及び債務

(記載省略)

(記載省略)

(8) その他

(記載省略)

資産運用報告等により評価額を開示する目的で評価する場合には、第1号の「取得価額から減価償却累計額を控除した価額」を「不動産鑑定士による鑑定評価額又は調査価額」と読み替えるものとします。

(9) (記載省略)

変 更 案 第15条(資産評価の方法、基準及び基準日)

本投資法人の資産評価の方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定めます。

(以下(1)から(3)につき現行どおり)

(4) 有価証券

金融商品取引所に上場されている有価 証券

金融商品取引所が開設する取引所金融 商品市場又は外国金融商品市場における最終市場価格に基づき算出した価格 により評価します。

(現行どおり)

(以下(5)及び(6)につき現行どおり)

(7) 金融先物取引に係る権利及び金融デリ バティブ取引に係る権利

> 金融商品取引所に上場されている金融 先物取引及び金融デリバティブ取引に より生じる債権及び債務

> > (現行どおり)

金融商品取引所の相場がない非上場金融先物取引及び金融デリバティブ取引のより生じる債権及び債務

(現行どおり)

(現行どおり)

(8) その他

(現行どおり)

資産運用報告により評価額を開示する 目的で評価する場合には、第1号の 「取得価額から減価償却累計額を控除 した価額」を「不動産鑑定士による鑑 定評価額又は調査価額」と読み替える ものとします。

(9) (現行どおり)

現	行	規	約		変	更		案
	第4章	計算				第4章	計算	
第16条(決算	期)				第16条(決算期	)		
本投資法人σ	) <u>決算</u> 期間	は、毎年	₹1月1	日から	本投資法人の <u>営</u>	<u>業</u> 期間に	ま、毎年~	1月1日から
6月末日まで	でと7月1	日から	12月末	日まで	6月末日までと	と7月1	日から12	2月末日ま

本投資法人の<u>次昇</u>期间は、毎年「月」日から 6月末日までと7月1日から12月末日まで (以下、<u>決算</u>期間の末日をそれぞれ「決算 期」といいます。)の各6箇月間とします。

第17条(金銭の分配の方針)

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に 記載又は記録された投資主又は登録投資口質 権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配 を行います。

- (1) (記載省略)
- (2) 分配金額は、租税特別措置法(昭和32 年法律第26号、以下「租税特別措置 法」といいます。) 第67条の15(以下 「投資法人に係る課税の特例規定」と いいます。) に規定される本投資法人 の配当可能所得の金額(以下「配当可 能所得」といいます。) の100分の90に 相当する金額を超えて分配するものと して、本投資法人が決定する金額とし ます(但し、分配可能金額を上限とし ます。)。なお、本投資法人は資産の維 持又は価値向上に必要と認められる長 期修繕積立金、支払準備金、分配準備 積立金及びこれらに類する積立金及び 引当金等を積み立てることができま す。
- (3) (記載省略)

本投資法人の<u>営業</u>期間は、毎年1月1日から6月末日までと7月1日から12月末日まで(以下、<u>営業</u>期間の末日をそれぞれ「決算期」といいます。)の各6箇月間とします。

第17条(金銭の分配の方針)

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に 記載又は記録された投資主又は登録投資口質 権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配 を行います。

- (1) (現行どおり)
- (2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の 15(以下「投資法人に係る課税の特例 規定」といいます。) に規定される本 投資法人の配当可能利益の額(以下 「配当可能利益」といいます。) の100 分の90に相当する金額(法令改正等に より当該金額の計算に変更があった場 合には変更後の金額とします。) を超 えて分配するものとして、本投資法人 が決定する金額とします(但し、分配 可能金額を上限とします。)。なお、本 投資法人は資産の維持又は価値向上に 必要と認められる長期修繕積立金、支 払準備金、分配準備積立金及びこれら に類する積立金及び引当金等を積み立 てることができます。
- (3) (現行どおり)

#### 現 行 規 約

#### (4) 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当可 能所得の100分の90に相当する金額に 満たない場合又は経済環境、不動産市 場、賃貸市場等の動向により本投資法 人が適切と判断する場合、前第2号に 定める分配金額に営業期間の末日に計 上する減価償却額に相当する金額を限 度として、本投資法人が決定した金額 を加算した額を、分配可能金額を超え て金銭で分配することができます。ま た、上記の場合において金銭の分配金 額が投資法人に係る課税の特例規定に おける要件を満たさない場合には、当 該要件を満たす目的を持って本投資法 人が決定した金額をもって金銭の分配 をすることができます。

#### (5) 分配金の分配方法

分配金は、金銭により分配するものとし、決算期現在の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の保有口数に応じて分配します。

#### (6) (記載省略)

第6章 執行役員、監督役員及び役員会

#### 第30条(役員会の決議)

役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数の議決をもって行います。

(以下2.及び3.につき記載省略)

## (4) 利益を超えた金銭の分配

更

案

孪

本投資法人は、分配可能金額が配当可 能利益の100分の90に相当する金額に 満たない場合又は経済環境、不動産市 場、賃貸市場等の動向により本投資法 人が適切と判断する場合、前第2号に 定める分配金額に営業期間の末日に計 上する減価償却額に相当する金額を限 度として、本投資法人が決定した金額 を加算した額を、分配可能金額を超え て金銭で分配することができます。ま た、上記の場合において金銭の分配金 額が投資法人に係る課税の特例規定に おける要件を満たさない場合には、当 該要件を満たす目的を持って本投資法 人が決定した金額をもって金銭の分配 をすることができます。

#### (5) 分配金の分配方法

分配金は、金銭により分配するものとし、決算期現在の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の保有口数<u>又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配します。</u>

(6) (現行どおり)

第6章 執行役員、監督役員及び役員会

第30条(役員会の決議)

役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、その<u>議決に加わることのできる</u>構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数の議決をもって行います。

(以下2.及び3.につき現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
第31条(役員会の招集及び議長)	第31条(役員会の招集及び議長)
(記載省略)	(現行どおり)
(以下2.及び3.につき記載省略)	(以下2.及び3.につき現行どおり)
4. 役員会を招集するには、会日より3日前	4. 役員会を招集するには、会日より3日前
までに各役員にその通知を発することと	までに各役員にその通知を発することと
します。但し、緊急の必要がある場合に	します。但し、緊急の必要がある場合に
は、更にこれを短縮することができま	は、執行役員及び監督役員の全員の同意
す。	<u>を得て、</u> 更にこれを短縮 <u>し、又は招集手</u>
	<u>続きを省略</u> することができます。
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
第36条(選任)	第36条(選任)
会計監査人は、投資主総会において選任しま	会計監査人は、投資主総会において選任しま
す。但し、設立時の投資口申込証に記載され	す。
た会計監査人は、当該投資口の割当てが終了	
したときに、会計監査人に選任されたものと	
<u>します。</u>	
第8章 資産運用会社、資産保管会社	第8章 資産運用会社、資産保管会社
及び一般事務受託者	及び一般事務受託者
第40条(資産運用会社に対する資産運用報酬	第40条(資産運用会社に対する資産運用報酬
の額及び支払に関する基準)	の額及び支払に関する基準)
資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び	資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び
支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及	支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及
び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は	び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は
計算方法並びに支払い時期は以下のとおりと	計算方法並びに支払い時期は以下のとおりと
します。	します。
運用報酬	運用報酬
本投資法人の運用する資産の月末総資産	<u>月額報酬として</u> 本投資法人の運用する資
額に応じて、以下の料率を乗じた金額の	産の月末総資産額に応じて、以下の料率
合計額を12で除した金額(1円未満切捨	を乗じた金額の合計額を12で除した金額
て) <u>を月額報酬の上限として</u> 、3月、6	(1円未満切捨て) <u>または金1,850万円の</u>
月、9月及び12月の各末日を最終日とす	<u>いずれか高い方の金額を</u> 、3月、6月、
る各四半期毎に、当該四半期末日経過後	9月及び12月の各末日を最終日とする各
2 箇月以内に支払います。	四半期毎に、 <u>3箇月分を</u> 当該四半期末日

500億円以下の部分に対して0.43%

1,000億円超の部分に対して0.23%

て0.33%

500億円超1,000億円以下の部分に対し

経過後2箇月以内に支払います。

て0.33%

500億円以下の部分に対して0.43%

1,000億円超の部分に対して0.23%

500億円超1,000億円以下の部分に対し

現 行 規 約	変 更 案		
取得報酬	取得報酬		
(記載省略)	(現行どおり)		
譲渡報酬	譲渡報酬		
本投資法人が運用の対象たる不動産等及	本投資法人が運用の対象たる不動産等及		
び信託の受益権その他資産の裏付けとな	び信託の受益権その他資産の裏付けとな		
る不動産等を資産運用会社の媒介により	る不動産等を譲渡した場合、その売買代		
譲渡した場合、その売買代金(建物に係	金(建物に係る消費税相当分を除く)の		
る消費税相当分を除く)の0.5%を上限と	0.5%を上限とした金額を、当該資産を譲		
した金額を、当該資産を譲渡した日の属	渡した日の属する月の月末後 3 箇月以内		
する月の月末後3箇月以内に支払いま	に支払います。		
す。			
第9章 その他	第9章 その他		
第41条(諸費用の負担)	第41条(諸費用の負担)		
(記載省略)	(現行どおり)		
2. 前号に加え、次の各号に掲げる費用を負	2. 前号に加え、次の各号に掲げる費用を負		
担します。	担します。		
(1) 投資 <u>証券を</u> 発行する費用 <u>(券面の作</u>	(1) 投資 <u>口の</u> 発行 <u>に関</u> する費用		
<u>成、印刷及び交付に係る費用)</u>			
(以下(2)及び(3)につき記載省略)	(以下(2)及び(3)につき現行どおり)		
(4) 法令に定める財務諸表、資産運用報告	(4) 法令に定める財務諸表、資産運用報告		
<u>書</u> 等の作成、印刷及び交付に係る費用	等の作成、印刷及び交付に係る費用		
(監督官庁等に提出する場合の提出費	(監督官庁等に提出する場合の提出費		
用を含みます。)	用を含みます。)		
(以下(7)及び(11)につき記載省略)	(以下(7)及び(11)につき現行どおり)		
<u>附則</u>	(削除)		
本規約上、金融商品取引法に係る部分につい			
ては、「証券取引法等の一部を改正する法律」			
(平成18年法律第65号)第3条の施行日か			
ら、短期投資法人債に係る部分については、			
同法第5条の施行日から有効となるものとし			
ます。なお、本附則は、効力発生日後にこれ			
を削除するものとします。			

#### 第2号議案 資産運用委託契約の一部変更の承認の件

#### 1.議案の要領及び変更の理由

経済及び運用環境の著しい変化を踏まえ、資産運用基盤を安定化するため、本 投資法人とその資産運用会社であるグロースリート・アドバイザーズ株式会社が 平成14年1月14日に締結した資産運用委託契約(その後の変更を含みます。)に 定める委託業務報酬及び支払時期について見直しを行うものであります。

なお、今回の見直しについて本投資法人と資産運用会社は平成21年8月14日付 で資産運用委託契約変更契約を締結しておりますが、本議案及び係る変更契約は、 第1号議案(規約一部変更の件)のうち、本投資法人規約の変更案第40条が承認 可決されることを条件として効力が発生するものであります。

#### 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

						LWKIP公文文	おころりん	<b>\ 7 0 /</b>
	变	更	前		変	更	案	
第	7条			第	7条			
本技	役資法人に対	する報酬は、	運用報酬、取	导 本担	投資法人に対	する報酬は、	運用報酬、	取得
報	酬及び譲渡報	酬とし、具体	的な金額又は	計 報酬	州及び譲渡報	酬とし、具作	本的な金額ス	ひは計
算	方法ならびに	支払い時期は	以下のとおり	と算り	方法ならびに	支払い時期に	は以下のとま	らりと
する	<b>პ</b> 。			する	3.			
(1)	運用報酬			(1)	運用報酬			
	本投資法人	の運用する資	産の月末総資	産	月額報酬と	<u>して</u> 本投資》	去人の運用す	「る資
	額に応じて	、以下の料率	を乗じた金額	カ	産の月末総	資産額に応	じて、以下の	)料率
	合計額を12	で除した金額	(1円未満切	舍	を乗じた金	額の合計額を	を12で除した	金額
	て)を <u>月報</u>	酬の上限と	<u>して</u> 、3月、	6	(1円未満り	別捨て) <u>また</u>	は金1,850万	<u> 万円の</u>
	月、9月及	び12月の各末	日を最終日と	す	<u>いずれか高</u>	い方の金額を	<u>を</u> 、3月、6	5月、
	る各四半期	毎に、当該匹	半期末日経過	复	9月及び12	月の各末日を	を最終日とす	よる各
	2箇月以内に	支払います。			四半期毎に	、3箇月分	を当該四半期	用末日

500億円以下の部分に対して0.43% 500億円超1,000億円以下の部分に対 して0.33%

1,000億円超の部分に対して0.23%

経過後2箇月以内に支払います。

500億円以下の部分に対して0.43% 500億円超1,000億円以下の部分に対 して0.33%

1,000億円超の部分に対して0.23%

	变	更	前		変	更	案
(2)	取得報酬			(2)	取得報酬		
		(記載省略)				(現行どおり	)
(3)	譲渡報酬			(3)	譲渡報酬		
	本投資法人	、が運用の対象	たる不動産等及		本投資法人	<b>人が運用の対</b> 象	たる不動産等及
	び信託の受	益権その他資	産の裏付けとな		び信託の	受益権その他資	<b>産の裏付けとな</b>
	る不動産等	を <u>資産運用会</u>	<u>社の媒介により</u>		る不動産領	<b>等を譲渡した場</b>	合、その売買代
	譲渡した場	合、その売買	代金(建物に係		金(建物)	こ係る消費税相	当分を除く)の
	る消費税権	当当分を除く)	) の0.5%を上限		0.5%を上	限とした金額	を、当該資産を
	とした金額	[を、当該資産	を譲渡した日の		譲渡した日	日の属する月の	)月末後3ヶ月以
	属する月の	月末後3ヶ月	以内に支払う。		内に支払う	ò.	
(4)	支払い方法	等		(4)	支払い方法	去等	
		(記載省略)				(現行どおり	)

# 変更契約の締結先である資産運用会社は以下のとおりであります。

名 称	グロースリート・アドバィ	(ザーズ株式会社		
住所(本店)	東京都千代田区一番町 23 番地 3			
	平成13年 4 月12日	会社設立		
	平成13年6月2日	宅地建物取引業免許取得(東京都知事 (1)第79708号)		
	平成13年8月7日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の 認可取得(認可番号国土交通大臣認可第 10号)		
	平成13年 9 月14日	投資信託委託業者に係る業務認可取得 (認可番号内閣総理大臣第15号)		
沿  革	平成14年4月1日	株式会社東京リート投信からエスビーア イリート投信株式会社に社名変更 本店所在地を東京都渋谷区から東京都港 区へ移転		
	平成15年 5 月31日	エスビーアイリート投信株式会社から株 式会社パワーインベストメントに社名変 更		
	平成15年7月1日	本店所在地を東京都港区から東京都新宿 区へ移転		
	平成18年 5 月29日	本店所在地を東京都新宿区から東京都千 代田区へ移転		
	平成18年 5 月29日	株式会社パワーインベストメントからグ ロースリート・アドバイザーズ株式会社 に社名変更		

#### [参考事項]

世界金融市場の混乱の影響をうけ、大幅に悪化した日本経済の先行きは依然として不透明な状態にあります。不動産市場及び金融市場の変化が著しいなか、本投資法人では財務運営基盤の安定化が重要課題であると考え、慎重な姿勢で新規物件取得に臨む一方、物件売却の際には借入金の返済を行うことで、有利子負債の逓減に努めてまいりました。

このたび、資産運用会社より運用報酬の下限設定及び譲渡報酬支払い基準変更の申し入れがございました。現在の運用報酬は総資産額に連動しておりますが、本投資法人の資産規模は減少傾向にあります。資産運用会社においては設備投資や人件費の抑制を含む広範な経費削減策を講じておりますが、なお、本投資法人の運用を継続するに必要な報酬額を下回る状況が続いております。このような事態の恒常化は資産運用業務継続に支障をもたらす恐れがあるとの理由から、本申し入れがあったものです。なお、資産運用会社は平成21年8月14日付取締役会決議に基づき、本申し入れを行っております。本件は投信法に定める利害関係人等に係る取引には該当せず、また資産運用会社の審議及び決議手続きに問題はありません。

当該下限設定により、本投資法人が支払う資産運用報酬は平成21年6月期末時点の総資産額を基準にすると月額約2百万円増加する見込みとなります。しかし、本投資法人では中長期的な観点から、運用会社の提供するサービス水準の更なる向上が期待できると判断し、投資主総会の承認が得られることを条件に、資産運用会社の申し入れを受け入れることといたしました。

本申し入れを受けて、引き続き財務運営基盤の安定化にむけ様々な措置を講じていくことで市場の信頼を確保することが、中長期的には本投資法人の「成長性」確保、すなわち新規物件取得と資産価値向上並びに投資口1口当たり利益の向上につながると判断しております。

なお、本件並びに平成21年8月14日付で発表いたしました第13期(平成21年6月期)決算の内容を真摯に受け止め、執行役員について平成21年9月分より当面の間、月額報酬を40%減額することを平成21年8月14日開催の役員会において決議いたしました。

## 第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員芝辻直基より、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申 出があったため、あらためて執行役員1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案は平成21年8月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	H <sub>f</sub>	B歴及び他の法人等の代表状況	所有する 投資口数 (口)
芝 辻 直 基 (昭和33年7月31日)	昭和63年4月 平成6年7月 平成13年8月 平成13年12月 平成14年4月 平成15年10月	同社チーフ・フィナンシャル・オフィサー グロースリート・アドバイザーズ株式会 社代表取締役社長(現任)	
	平成21年4月	本投資法人執行役員(現任)	

(注) 上記執行役員候補者芝辻直基は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているグロースリート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長であります。平成19年6月26日付にて改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第13条に基づき、金融庁長官より兼職の承認を得ています。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

## 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名 の選任をお願いするものであります。

また、本議案は平成21年8月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

昭和49年4月 西武都市開発株式会社入社 昭和51年4月 西武オールステート生命保険株式会社 (現AIGエジソン生命保険会社) 転籍 昭和61年5月 エイクイタブル生命保険株式会社(現アクサフィナンシャル生命保険株式会社) 入社 平成11年8月 同社取締役 平成12年3月 同社執行役員 平成15年7月 カナル投信株式会社入社 平成16年8月 同社監査室長 平成17年10月 株式会社ヒューマックス入社 平成18年2月 ヒューマックス・リート・アドバイザー ズ株式会社転籍 平成18年11月 グロースリート・アドバイザーズ株式会社入社 同社業務監査室長 平成19年1月 同社コンプライアンスオフィサー(兼務) 平成19年8月 グロースリート・アドバイザーズ株式会	氏 名 (生年月日)	田倉	B歴及び他の法人等の代表状況	所有する 投資口数 (口)
	弘中英世	昭和51年 4月 昭和61年 5月 平成11年 8 月 平成12年 3 月 平成15年 7 月 平成16年 8 月 平成17年10月 平成18年 2 月 平成18年11月	西武オールステート生命保険株式会社 (現AIGエジソン生命保険会社) 転籍 エイクイタブル生命保険株式会社 (現ア クサフィナンシャル生命保険株式会社) 入社 同社取締役 同社執行役員 カナル投信株式会社入社 同社監査室長 株式会社ヒューマックス入社 ヒューマックス・リート・アドバイザーズ株式会社転籍 グロースリート・アドバイザーズ株式会社 転籍 グロースリート・アドバイザーズ株式会社入社 同社業務監査室長 同社コンプライアンスオフィサー (兼務)	(D)

#### 第5号議案 監督役員2名選任の件

監督役員染井法雄より、本投資主総会終結の時をもって辞任したい旨の申出がありました。また、前監督役員三木正志は平成20年4月30日で本投資法人監督役員を退任したため、関東財務局長より髙橋孝志が一時監督役員の職務を行うべき者として選任されております。一時監督役員髙橋孝志は本投資主総会をもって任期満了となるため、あらたに監督役員2名の選任をお願いするものであります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴》	略歴及び他の法人等の代表状況			
		昭和58年4月	弁護士登録			
1	髙 橋 孝 志	昭和61年4月	髙橋孝志法律事務所(現オーシャ	0		
'	(昭和27年4月9日)		ン総合法律事務所)開業(現任)	0		
		平成20年4月	本投資法人監督役員就任(現任)			
		昭和44年7月	監査法人朝日会計社(現あずさ監			
	<b>亚 +1 8*                                  </b>		査法人)入社			
		昭和49年3月	公認会計士登録			
2	西村勝秀 (昭和18年7月8日)	平成5年6月	監査法人朝日新和会計社(現あず	0		
	(哈和10年 / 月 0 日)		さ監査法人)代表社員			
		平成20年7月	西村勝秀公認会計士事務所開業			
			(現任)			

# [参考事項]

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第23条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

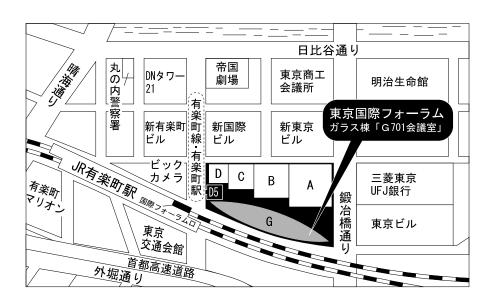
以 上

メモ欄	


# 投資主総会会場ご案内図

会場: 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ガラス棟「G701会議室」

TEL: 03-5221-9000(代表)



### JR線

・有楽町駅から徒歩1分(国際フォーラム口、東京駅側)

### 東京メトロ

・有楽町線:有楽町駅と地下1階コンコースにて連絡(D5出口)

お願い: 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。